

警察庁訓令第9号
昭和54年5月17日
一部改正
警察庁訓令第9号
昭和60年10月3日

足跡取扱細則

(概要)

犯罪現場等から採取した足跡は、これまで各都道府県警察の実情に基づき、収集、管理、運用されていたが、犯罪の広域化及びスピード化に伴い、足跡活用の重要性が増してきたことから、昭和54年に足跡取扱規則(昭和54年国家公安委員会規則第6号)を定め、足跡を組織的に収集、管理及び運用し、もって犯罪捜査に効果的に活用することとした。

本細則は、上記規則に基づき定められたものであり、規則の実施のために必要な事項

遺留足跡等の送付

遺留足跡の保管

遺留足跡写真票の様式

遺留足跡写真票の保管

履物底写真票の様式

履物底写真票の保管

被疑者足跡照会

簿冊の備付

について詳細に定めている。